

## 第3回 練馬区区民協働推進会議 議事概要

### 《日時・場所》

- 1 日時 平成22年11月16日 午後3時～午後5時
- 2 場所 練馬区役所本庁舎5階 庁議室

### 《次第》

- 1 開会
- 2 案件
  - (1) 第2回会議の議事概要について
  - (2) 協働事業提案制度の一部変更について
  - (3) 練馬区協働事業提案制度募集要項について
  - (4) 協働事業提案制度の審査委員会について
  - (5) 審査委員会における審査方法・配点について
  - (6) 審査委員の選任について

### 《出席者》

大垣喜久江委員、尾崎恭司委員、小室裕一委員、佐藤勝彦委員、杉田憲弘委員、平修久委員、高橋司郎委員、瀧澤利行委員、長澤英男委員、犬塚隆委員（区民生活事業本部長）、山中協委員（産業地域振興部長）

（事務局）地域振興課職員 4名

（傍聴者）1名

## 1 開会

座長

- ・第3回練馬区区民協働推進会議を開催する。

## 2 案件

### (1) 第2回会議の議事概要について

事務局

- ・第2回会議の議事について、概要をまとめたものを議事概要案としてお配りしている。何かあれば修正を加え、今後、練馬区のホームページで公開していく。

座長

- ・加筆、修正等があればお出しいただきたい。

委員

- ・座長、副座長が議事進行以外に委員の立場で発言をしている場合は、委員として標記をお願いします。

事務局

- ・第1回目の会議で決定したとおり、議事進行に関する発言以外は、委員に修正する。

### (2) 協働事業提案制度の一部修正について

事務局

- 資料1を説明

座長

- ・質問、意見があればお出しいただきたい。

委員

- ・既に福祉活動等を行っており、意見交換シートを使わなくても事業関係課と意見交換ができるような団体がある。その場合でも意見交換シートは提出してもらうのか。

事務局

- ・協働事業提案制度で提案を考えている場合には、意見交換シートを提出していただく。

委員

- ・意見交換シートのほかに、参考となる資料を使って事業説明などを行ってもいいのか。

事務局

- ・意見交換の場において、資料等を使って事業の説明をしていただくことも可能である。

座長

- ・他に意見がなければ、協働事業の提案については、提案の段階で団体と事業関係課が意見交換をできるように変更して実施していく。

### (3) 協働事業提案制度募集要項について

事務局

- ・これまで当会議で検討をしていただいた協働事業提案制度について、募集要項としてまとめたものである。

- 資料2の説明

座長

- ・質問、意見があればお出しいただきたい。

委員

- ・区が協働で実施を予定している事業については、細かく記載されている。一方、特定分野に関する事業への自由提案については、あまり詳しく記載されていない。詳しく記載してしまうと、自由な提案がしにくい部分もあると思うが、もう少し具体性がある案内や説明をしたほうがよいのではないか。事業関係課なども記載したほうがよいのではないか。

事務局

- ・特定分野に関する事業への自由提案については、確かに分野名だけでわかりづらいところもあるが、自由な提案ということで、あまり具体的な提示をすると事業を特定してしまうところもあるという懸念もあり、分野名だけを記載をしている。
- ・また、それぞれの分野について事業関係課は想定されるが、提案内容によっては、複数の課が関係する場合があるため、まずは、地域振興課にご連絡をいただき、地域振興課で提案内容についての話を伺い、事業に関係しそうな部署との調整を行っていく。事前の意見交換会から関係する部署すべてが参加することにより、できるだけ中身の濃い提案をしていただくようにしていきたい。

委員

- ・提案しようとする団体が相談に行く際に、区の窓口が協働事業の意見交換を行う雰囲気になっているかが重要である。

事務局

- ・事務局としても、その重要性は十分認識している。
- ・区の職員が協働事業をどれだけ前向き取り組んでいけるかが大きな課題ではある。事務局としては、これまでの検討の経過について庁内に周知を行うとともに、区が協働で実施を予定している事業を庁内で募集する際にも、この制度の周知をしてきたところである。
- ・また、意見交換会には事務局も参加するため、職員や事業関係課に対しても協働への取組姿勢をつくっていけるよう努めていく。

座長

- ・他に意見はあるか。

#### 委員

- ・この制度は単年度事業というところに問題がある。例えば、練馬大根の販売については、昨年までは農業祭といっしょに実施していた。今年は天候不順の影響もあり、練馬大根の生育が芳しくないということで、農業祭と切り離れた。昨年は、練馬大根の販売を農業祭といっしょに行ったが、練馬大根が売れ残った。その理由は、普通の大根が近くのブースで、100円で販売されており、練馬大根は200円で販売されていたからである。今年は天候の影響で、農業祭といっしょにできない。特に今年の農業祭は販売する野菜不足で大変苦勞をしていた。一方、西武百貨店で販売している練馬大根の漬物があるが、残念ながら今の時代に合わない。そういう状況の中で、練馬大根のPRという事業を単年度で行うのは困難である。

#### 委員

- ・今年も例年どおり農業祭において練馬大根の販売は行った。今年の農業祭は例年に比べて2週間早く、天候の影響も考慮し、作付けの段階から工夫をして、販売を実施した。
- ・委員のご指摘のとおり、ここ数年は練馬大根が売れ残り、最終的には値段を下げて販売をしていた。ところが今年は、販売を開始してから、それ程の時間を要せずに売り切れた。
- ・こうした状況から、地場産野菜に対する潮目が変わってきているのではないかと感じている。有楽町の東京フォーラムなどでも東京の農産物の販売を行っており、多くのお客様が訪れている。それと同じように、農業祭で練馬大根を販売するにあたり、例年よりはるかに多いお客様が来場し、練馬大根を購入されたのではないかと考えている。
- ・しかしながら一方で、練馬大根のPRについて、区またはJAだけが行っていると、ある種マンネリ化し、思わぬような視点でのアイデアが生まれてこないということもある。今回、区民の皆さまの発想を活かし、協働事業として取り組むことにより、次の新しい展開が期待できるのではないかとということで、区が協働で実施を予定している事業とした。
- ・協働事業提案制度で事業を実施するのは単年度であるが、協働で実施した事業が非常に有効であれば、次年度以降は、都市農業課の予算で協働事業として実施していくことになる。また、協働事業として実施したが、あまり効果がなかった場合には、1年で終了し、別の方法を検討していくことになる。

#### 委員

- ・今のところが非常に重要である。事業が成功すれば事業関係課の予算で事業化するとなれば、この事業は相当関心と呼ぶ。その辺を如何に区民に周知できるかがポイントである。

#### 委員

- ・区の協働で実施している事業についても、どのようにPRをしていくかが非常に重要な視点である。区がボールを投げても、投げ方がわかりにくいと受けていただく皆さまの

心に響かない。こうしたことに留意しながら、事業関係課や地域振興課でしっかりと対応をしていく。

座長

- ・他に意見はあるか。

委員

- ・関連であるが、練馬区では、平成4年に生産緑地と宅地化農地を分けた。その時、農地は約500haあったが、現在は約250haしかなく、そのうちの約45%はキャベツの生産である。
- ・練馬区のイメージとしては練馬大根であり、練馬大根は細く、長く、水分が少ないため、漬物に合うということである。
- ・練馬区では、こうしたキャベツや大根を使って和菓子を作っているが、和菓子は特定の人しか食べない時代になってきている。他の区では、地場産の大根を料理に使っている。料理であれば、広く、永く区民に親しんでもらえる。練馬区でも練馬大根を長く練馬のブランドとしていくためには、そうした発想が必要であると考えている。

委員

- ・協働事業提案制度では、そのような発想で提案していただくことが重要であると考えている。

座長

- ・他に意見はあるか。

委員

- ・提案できる団体の要件に「特定の公職にある者、若しくはその候補者、または政党を推薦し、支持し、またはこれらの反対することを目的とした団体でないこと」とあるが、団体に限ってこの要件を適用するということでもいいのか。「特定の公職にある者」というくんだり、どこに係るのかで意味が随分違ってくるので、表現を工夫する必要があるのではないか。
- ・また、他の自治体の例では、協働事業として決定した後、事業関係課との協議していく段階で、事業担当課から追加要望が出され、その要望を提案団体が受けるといったことがあった。そうすると、審査委員会が審査した事業内容と協定書を交わす事業内容が変わってくることになる。審査を通過した後の追加や変更についての、歯止めとなるような仕組みを設けていく必要があるのではないか。協議を行っていく段階で地域振興課が加わって、そのあたりの役割を果たしていけるのか。
- ・更にまた、協働事業を実施し、よい効果がでた場合には、区の事業として引きづき実施していくという話があったが、その場合、提案した団体に対して、何らかのリスペクトが必要ではないか。提案した団体が、次のステップ、次の提案を行う動機付けとなるような仕組みも今後検討する必要があるのではないか。

#### 事務局

- ・協働事業として決定した後の協議の場に、地域振興課がどの程度関わっていけるのかは、実際にやってみなければわからない部分である。ただ、協議を行う中で、双方が協働の意義を十分理解したうえで、よりよい方向で事業を拡大していくことはよいのではないかと考えている。
- ・提案した団体へのリスペクトについては、他の自治体の取組などを参考に、検討をしていきたい。また、協働事業の評価制度を具体的に構築していく中で、こうした要素も加えられるのかも議論をしていただきたい。

#### 委員

- ・懸念は、提案団体と事業関係課の協議の中で、業務が追加され、提案団体が設定したキャパシティを超えるような事業を行うとなると、結果として、その団体への負担になる場合がある。
- ・今回は練馬大根のPRだけなので心配は少ないが、仮に販売や開発、流通などリスクが伴う事業であった場合、双方の協議の中で、事業が量的に拡大することにより、そのリスクも大きくなる事業もある。その際のリスクヘッジをどうするか、今後、この制度を発展させていく段階で、十分協議し、準備しておく必要がある。

#### 座長

- ・他に意見はあるか。

#### 委員

- ・今までの委員の意見を踏まえて、区のホームページ提案しやすいように工夫をしていただきたい。
- ・また、練馬大根のPR事業の概要書を読むと、生大根か漬物かに限られているように感じる。いろいろな内容での提案を想定しているのであれば、発信内容を工夫していただきたい。
- ・また更に、特定分野に関する事業への自由提案について、分野だけを掲載するよりは、基本構想などからヒントみたいなものを掲載し、団体が独自で情報を調べられる状況をつくっておき、その後で地域振興課に相談できるように、区のホームページへ掲載する際に検討をしていただきたい。

#### 事務局

- ・区のホームページへは、もう少しわかりやすい記載となるよう工夫をしていく。

#### 座長

- ・他に意見はあるか。

#### 委員

- ・練馬まつりも協働事業であるが、練馬まつりの本来の意義が失われているように感じる。練馬まつりには、100を超える数のブースが出展しているが、メイン通りは、地方の物産展となっている。一方、練馬区で活動している団体は隅のほうに追いやられている。こ

うした状況にならないよう、協働事業を実施する際は注意しなければならない。

座長

- ・他に意見はあるか。

委員

- ・対象となる事業の要件で、対象とならない事業に「調査、研究、計画のみを目的とし、事業の実施を伴わない事業」という記載がある。他の自治体の事例で、その地域にある企業のCSR（企業の社会的責任）を調査する事業があった。その事業では、調査結果を利用して、企業一般に対してのCSRの啓発活動が目的であった。要項に記載されている「事業」の意味であるが、啓発活動まで行くと事業の実施に入るという理解でよいか。
- ・また、事業の実施期間で、「ただし、区長が特に必要と認める場合は、この制度で最大1年間継続実施することができます。」という記載がある。最終的には区長が判断することになるが、実質的には、どこでどのように審議するのか。

事務局

- ・「調査、研究、計画のみを目的とし、事業の実施を伴わない事業」について、CSRの啓発活動が該当するかどうかであるが、調査結果をもとに啓発活動を行うのであれば、この項目には該当しない。この項目では、調査を行い、調査結果を区に報告するだけの事業は、この制度では提案できないことを示している。
- ・また、協働事業を1年間延長する場合については、協働事業の中間評価、最終評価の段階で、提案団体と事業関係課が継続したいという意向があれば、審査委員会やこの会議の中で議論をしていただきたいと考えている。

#### **(4) 協働事業提案制度の審査委員会について**

事務局

- ・前回の会議で委員の皆さまよりいただいた意見を踏まえ、前回の資料を一部修正した。
- 資料3を説明

座長

- ・質問、意見があればお出しいただきたい。

委員

- ・練馬大根のPR事業に対して、区の職員の審査委員は、審査には加わることができるのか。

事務局

- ・区の職員である審査委員は、提案してくる団体に属しているわけではなく、また、団体の関係者でもないのので、審査に加わることができる。

座長

- ・他に意見はあるか。

委員

- ・審査における審査委員の回避を定めた表の1と2で、「事業の企画・実施等に関する場合」という記載があるが、この会議の委員は、それぞれ多くの活動に参加している。事業の実施においては、協力を依頼される場合が考えられるため、「中心的に事業の企画・実施等に関する場合」としたほうがよいのではないか。

事務局

- ・そのような意味で記載しているので、表現を修正する。

座長

- ・他に意見はあるか。

委員

- ・最終的にはケースバイケースで、審査委員会の中で柔軟に判断をしていくことになる。

座長

- ・それでは、資料3のとおり審査委員会を設置する。
- ・審査委員会の設置に関連して、案件の(6)審査委員の選任について続けて議論したいが、よろしいか。

(議義なし)

## **(6) 審査委員の選任について**

- 審査委員8名を選任

## **(5) 審査委員会における審査方法・配点について**

事務局

- ・前回の会議で委員の皆さまよりいただいた意見を踏まえ、前回の資料を一部修正した。
- 資料4、資料5の説明

座長

- ・質問、意見があればお出しいただきたい。

委員

- ・一次審査を通過した団体は、事業関係課と意見交換を行い、意見交換した内容や結果について、必要に応じて調書を作成することになっているが、この調書というのは、どれに該当するのか。

事務局

- ・特に書式を用意していない。意見交換をした内容を事務局でまとめ、二次審査の参考資料として、審査委員の皆さまにお示しするものである。

座長

- ・他に意見はあるか。



#### 委員

- ・審査基準の事業費の項目で「収支予算書の記載内容や積算根拠が明確かつ妥当であること。提案事業を実施するために、妥当な経費見積もりになっていること。」と記載されているが、この妥当性の根拠や基準は何を基にするのか。例えば、講師謝金の場合には、練馬区の講師謝金基準などと比較して妥当とするのか。それとも、団体独自で定めたものが、妥当と認められればそれでよいのか。そうした基準を先に設定して、審査をしていくのか。最終的に審査を行う段階で、高く見積もり過ぎだと判断すれば、減点とするのか。それとも、金額については修正が可能なので、そうしたことも踏まえて判断をしていけばよいのか。確認をしたい。

#### 事務局

- ・講師謝礼については、区が講師を招く際に支払う基準があるが、この制度では各団体が定めた金額を提示していただければよい。ただし、あまりにも区の基準とかけ離れている金額であれば、算出根拠などを伺ったうえで、修正を依頼する場合がある。

#### 座長

- ・他に意見はあるか。

#### 委員

- ・募集要項の7ページ目の表で、審査の基準と審査の主な視点が記載されている。資料5の表と見比べると、募集要項の7ページの表では、協働の実現性・実行性の審査の視点で「具体的な成果が期待できること」となっている。一方、資料5では「具体的な成果として期待できること」となっている。資料5の「具体的な成果として期待できること」の左側に「事業成果の確認方法」となっているので、審査委員としては、わかりにくくなっている。募集要項の7ページの表と資料5の表は、対応しているという理解でよいのか。

#### 事務局

- ・資料5の審査基準および審査の視点は、募集要項の7ページの表に対応している。また、資料5の協働事業企画書の列は、募集要項の15ページ、16ページの協働事業企画書の様式の項目と対応している。

#### 座長

- ・他に意見はあるか。

#### 委員

- ・資料5の事業費にかかる収支予算書について、募集要項の6ページに事業経費として認める経費の表がある。この表の人件費が一番問題である。区が負担する経費の上限が50万円なので、人件費をまともに積算したら、人件費のみでその経費が終わってしまう。人件費としてどのようにものを見込んでいるのか。
- ・基本的にはボランティアで事業を実施していくという考え方がある。一方、無償ボランティアだけでは、優秀な人材が集まらない、または、事業に携わっていただくことが難

しい、よって、有償ボランティアで事業を実施していくという考え方がある。今は、どこの団体もどちらにするのか試行錯誤している状況である。無償ボランティアから有償ボランティアとした場合、有償ボランティアにどの程度の賃金を払うのか。ある事業を実施するときに、朝から晩まで係りっきりで携わっている人に、いったいどのくらいの賃金を払ったらいいのか。ゆとりのある団体は、時給で賃金を計算して支払うことができるが、余裕がない団体は、あてがい扶持で支払っている。その辺りをどう考えているのか。

事務局

- ・人件費については、委員ご指摘のような現状があるということを踏まえ、実際に提案をいただいた事業の実態を見ながら、今後、よりよい協働事業を進めていくために、人件費のあり方も検討していきたい。

座長

- ・他に意見はあるか。

委員

- ・過去にまちづくりセンターなどで助成金を受けて実施した事業などで、現在はその事業を中止している団体が、その事業をこの提案制度で提案することができるのか。

事務局

- ・可能である。

委員

- ・まったく同じ事業でも可能なのか。

事務局

- ・この制度で提案を受けるのは、区との協働事業であるため、まったく同じ事業にはならないと考えている。

委員

- ・誤解を招かないよう、他の助成制度などで助成を受けた事業はこの制度の対象にはならない旨を、募集要項に記載したほうがよい。

事務局

- ・過去に他の助成制度で助成を受けて実施し、何らかの理由で中止になった事業であっても、その事業には非常にニーズがあり、公共性が高く、協働で行うことにより効果が期待できる事業であれば、過去の事業と同じような内容であっても協働事業として提案を受けていく。

座長

- ・他に意見はあるか。

委員

- ・資料5の表の協働事業企画書の列の一番下に「企画書および収支予算書」という記載がある。協働事業の提案を行う際は、総括表として協働事業企画提案書があり、個表とし

て協働事業企画書、協働事業収支予算書、スケジュール表、団体概要書などがある。団体の実績などは協働事業企画書に記載するようになっているが、団体概要書にも記載する場合もある。そういうことが想定されるのであれば、一番下の「企画書および収支予算書」とは、どの書類のことをいうのか、整合性がとれる形で整理をしていただきたい。

- ・ 整合性がとれるよう整理する。

座長

- ・ 他に意見はあるか。

委員

- ・ 協働事業企画書は区のホームページでダウンロードができるということであるが、A4サイズ1枚で記入することになると、字が小さくなったり、情報量が少なくなったりする。逆に、各項目の枠を広げて、何枚でも記入していいという話にもないないため、一定の目安やルールが必要である。

事務局

- ・ 確かに提出書類の分量が多くなる項目もあることが想定されるので、一定の目安について、事業説明会などで伝えていく。

委員

- ・ 手書きの場合は、別紙参照という形で対応をお願いします。

座長

- ・ 他に意見はあるか。

委員

- ・ 事業経費の中で対象とならない経費に飲食費がある。他の自治体でも対象になっていないことが多い経費ではある。事業を運営している人に対しての飲食費は対象外でよいと思うが、例えば、何かイベントを実施し、そこに来た子どもに、ちょっとしたお土産程度のお菓子などを出すのも対象外なのかということがよく議論になる。また、子どもを対象とした事業を行う場合、どうしてもお菓子や飲み物などが必要であったり、子育て支援の事業を行うにも、おやつを出さないと子どもが長く居させることができなったりする。そうした飲食費も対象外になってしまうのかという議論もある。この提案制度でも、他の自治体と同様に飲食費はすべて対象外になってしまうのか。

委員

- ・ 例えば、食育事業であれば、食べものは必要になる。

事務局

- ・ 事業を実施するうえで必要な食材や子ども向けのお土産などは、消耗品として考えることもできる。実際の用途を伺ったうえで、判断していく。

委員

- ・ 提出書類を受ける際に確認するという理解でよいか。

事務局

- ・その理解でよい。

委員

- ・収支予算書を記入することは、団体が慣れていないため、訳がわからず書く場合もある。そうした場合、事務局で書類の提出を受ける際に、団体に修正を依頼し、書き直してもらうのか、それともそのままの状態で審査をするのか、確認をしたい。

事務局

- ・企画書を提出していただく段階で、NPO活動支援センターに相談をしていただくこともできる状況としているので、相談をしていただいた団体については、ある程度、精査された収支予算書になると考えている。事業にかかる経費については、二次審査の通過後に事業関係課との協議の中で詳しく詰めていくことになるので、書類の提出を受ける段階では、明らかに疑義が生じる経費のみ、加除・修正を依頼する。

座長

- ・他に意見はあるか。

委員

- ・現場で活動している委員に、飲食費の実態や必要性について教えていただきたい。
- ・また、区が負担する経費について、当初、決定した用途に対して、実施段階で多少の変更が生じると思うが、その辺は柔軟に対応してもらえるのか。

事務局

- ・区が負担する経費については、最初に決定した金額を上限に、その中身については柔軟に対応していく。

委員

- ・防犯・防火・防災に関する事業では、既に飲食を伴う事業がある。例えば、炊き出し訓練であるが、麦茶やアルファ米を使って訓練を行う。また、防災訓練では、大地震の発生時に全国から救援物資が届くことを想定して、乾麺などをどのように利用するかの訓練も行っている。
- ・また、高齢者の福祉や子育て支援についても、行事の中に、飲食等を取り入れた事業を実施している。そうしたものは、提案の中身で判断したほうがよい。

委員

- ・キャンプなどでの飯盒炊飯を実施するのは当然のことである。飲食といっても、さまざまな事情があるので、その必然性によって判断したほうがよい。

委員

- ・事業実施に必要な飲食費について、募集要項6ページの表「その他経費」で「その他事業を実施するために必要と認められる経費」で、読むことができるのではないか。

委員

- ・申請する人たちにメッセージとして伝える必要があるため、事業に必要な飲食を認める

のであれば、その内容がわかるよう記載したほうがよい。

委員

- ・ N P O 団体では、会計の項目に会食費や飲食費は含まれている。

事務局

- ・ 来年度については、団体の構成員のみを対象とした飲食については、区が負担する経費の対象外とする。
- ・ 会議費など、事業実施に向けた打ち合わせなどの会議における飲食費については、来年度以降の検討としていく。

委員

- ・ この制度では、イベントということも提案事業として考えられるが、そもそも区立施設では飲食がほとんど禁止されている。イベントを実施する際は、食がないと人が集まらない。イベントの場合は、体験とお土産と食が必要だと考えている。もう少し、公園や区立施設で、飲食がしやすい環境になることを望んでいる。

座長

- ・ 今年度については、団体の構成員のみを対象とした飲食費については、区が負担する経費の対象外とする。なお、来年度以降、飲食費に取扱いについては、引き続き検討していく。

座長

- ・ 他に意見はあるか。

座長

- ・ この制度については、実際に実施していくうえで、さまざまな疑義が生じることがあると思う。その都度確認を行い、必要に応じて修正を行いながら進めていく。

座長

- ・ その他連絡事項などはあるか。

事務局

- ・ 協働事業を進めるにあたり、来年の2月1日に区職員向けの研修を行う。研修では、副座長の瀧澤先生に講演をお願いしている。研修の内容等については、研修終了後、本会議で報告する。

委員

- ・ この会議の委員は参加できるのか。

事務局

- ・ 是非、参加をしていただければと考えている。別途、ご案内をさせていただく。

座長

- ・ 次回の会議は、協働事業提案制度の二次審査終了後に開催する。日程については、後日、改めて調整する。
- ・ 本日の会議はこれで閉会する。

